

2006年11月15日

各 位

栃木県税理士協同組合

**複数事業主型確定給付企業年金基金
「栃木県税理士協同組合企業年金基金(仮称)」の取り組みについて**

栃木県税理士協同組合(事務局:宇都宮市 理事長:藤沼 康雄)は、主に中小企業を対象とした企業年金制度として、2006年度中に複数事業主型確定給付企業年金基金「栃木県税理士協同組合企業年金基金(仮称)」を設立します。

本基金は、栃木県税理士協同組合が中心となって、厚生労働大臣の認可を受けた特別法人を設立し、複数の企業が一緒になって一つの企業年金制度を運営するもので、企業単独で確定給付企業年金制度を導入する場合に比べ、導入および運用にかかる労力とコストを軽減することができるため、適格退職年金制度の廃止対応を含めた退職金改革を望む中小企業におきまして導入しやすいものとなっております。

特徴としては、確定給付型の企業年金制度実施における「積立不足」を極力解消できる仕組みにしたうえで、給付水準や加入資格等は個別企業のニーズに応じて設定することができます。基金の実施にあたっては、加入を予定する個別企業に対する移行コンサルティング、厚生労働大臣に対する認可申請等においてオリックス株式会社の支援を受け、円滑な立ち上げを実現いたします。また、基金設立後においても財政検証をはじめとする年金事務については、オリックス株式会社に業務を委託し、年金資産運用を別途信託会社、保険会社に委託することにより財政検証の厳正化を目指す予定にしております。

当面の間、対象先は栃木県税理士協同組合の組合員および組合員の関与する企業としますが、いずれは栃木県全域の企業に広く参加を呼びかけ、中小企業の退職金問題に対する有効な解決策となる制度を目指しております。

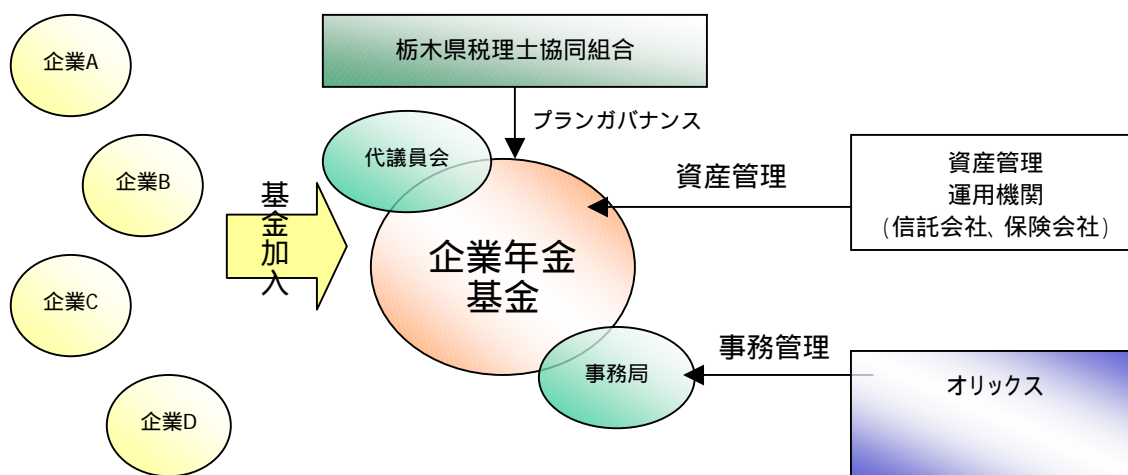
以上

< 本件に関するお問い合わせ >
栃木県税理士協同組合事務局 松原・梅宮
TEL : 028-637-1007

本制度の特徴

- 確定給付型であるため、従業員の理解を得やすい
- 掛金の追加負担が発生するリスクを極力抑制
- 掛金は全額損金
- 適格退職年金からの資産移換が可能
- 複数の事業主が共同して制度を実施することによるスケールメリットの享受
- 会社毎の加入資格や給付水準が設定可能

制度実施スキーム図



制度の概要

掛金の追加負担が生じるリスクを抑える仕組みとしてキャッシュバランスプランを採用します。

【キャッシュバランスプラン】

給付額が国債等の利回りを基準とした指標に応じて決定される制度で、従来の完全に給付額が確定される方式と違い、金利動向に応じて給付額が変わるため、積立不足が発生しにくい仕組みになっています。

具体的には、次の(1)と(2)の合算額を「仮想個人勘定残高」として、「仮想個人勘定残高」を基準に年金額、一時金額を算定します。

(1) 拠出付与額

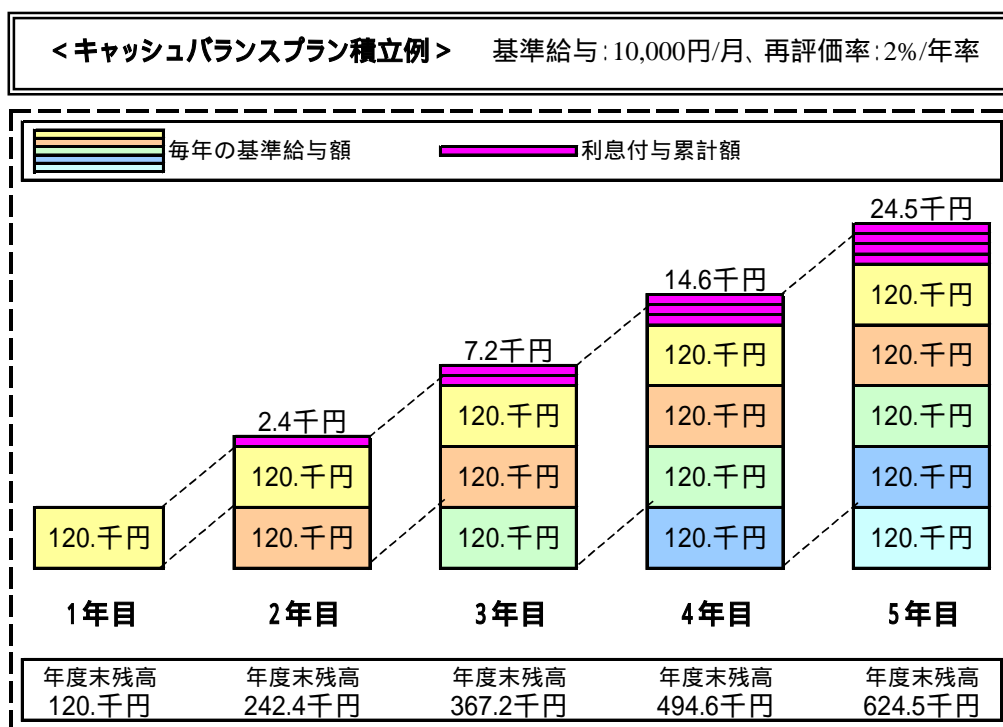
基準給与の累積額

基準給与は、4,000円～60,000円の範囲で会社毎に設定していただきます。

(2) 利息付与額

前事業年度における個人仮想勘定残高に再評価率を乗じて得た額の累積額

再評価率：国債(10年もの)の過去5年平均利回りと過去3年平均利回りのいずれか低い方



従業員の基金への加入資格は、不当差別に該当しない範囲で企業毎に任意に設定していただけます。

- (規定例)
- ・厚生年金保険被保険者
 - ・退職金規程適用者
 - ・勤続 年以上の社員
 - ・希望する者 など

基準給与は、4,000 円から 60,000 円までの範囲内で企業毎に任意に設定していただけます。

- (設定方法)
- ・賃金を基準とする額を積み立て
 - ・勤続年数を基準とする額を積み立て
 - ・職能資格を基準とする額を積み立て など

以上